**平成２３年（フ）第２１６４号**
札幌市豊平区豊平５条２丁目１番５―702号
債務者　佐藤　明雄
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第２１７７号**
札幌市北区屯田３条２丁目10番24号　シャルダン32―102号
債務者　山下　美枝（旧姓寺田）
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第２１８５号**
札幌市豊平区西岡４条10丁目１番８号
債務者　田島　由香（旧姓眞籠）
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第２１９２号**
札幌市手稲区前田６条９丁目３番６―203号
債務者　鈴木　雅子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第２２１１号**
札幌市中央区南３条西13丁目320番地１　サザンクロス313―606号
債務者　板井田美和
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第２２２２号**
札幌市西区山の手４条２丁目１番29号　ロアール山の手402号
債務者　熊谷　洋一
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第２２２７号**
札幌市白石区菊水１条４丁目１番39号　ノースコート菊水110号
債務者　岡本　玲奈
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第２２６９号**
札幌市東区北36条東17丁目１番38―303号
債務者　芳賀　修平
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３０２号**
神奈川県厚木市山際654番地23
債務者　岡本　　正
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２３年（フ）第３１１号**
神奈川県愛甲郡愛川町中津5496番地の１
債務者　葉山　笑子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２３年（フ）第３４６号**
神奈川県小田原市曽我別所774番地　コーポ下曽我Ⅱ101
債務者　清田　　勉
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２３年（フ）第４５２号**
神奈川県平塚市西八幡１丁目６番15―201号　コーポサンキョー
債務者　米山依智子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２３年（フ）第４６６号**
神奈川県伊勢原市伊勢原２丁目１番８号
債務者　岸田明日香
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２３年（フ）第４７０号**
神奈川県平塚市錦町７番３号
債務者　石井　勝一
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２３年（フ）第１９号**
北海道檜山郡江差町字新栄町226番地
債務者　細川　武義
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
函館地方裁判所江差支部

**平成２３年（フ）第２０号**
北海道檜山郡江差町字新栄町226番地
債務者　細川　友子
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
函館地方裁判所江差支部

**平成２３年（フ）第２８号**
千葉県館山市新宿20番地の１
債務者　石井　　守
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
千葉地方裁判所館山支部